

マイナンバーカードの休日臨時窓口について

次のとおり、休日臨時窓口を開設します。

マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。

なお、臨時窓口はすべて予約制です。

予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

【休日臨時窓口】

6月23日（日）9時～13時（最終の受付は12時45分）

※予約や予約の変更は、事前に連絡をお願いします。

（当日の予約は受け付けていません。）

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時40分の間で予約を受け付けています。

予約・問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

国民年金のお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、広報・町民課へご相談ください。

※納付義務のある方は、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から50歳未満に拡大されています。

令和6年度の免除等の受付は令和6年7月1日から開始され、令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、広報・町民課または年金事務所へご相談ください。

*マイナンバーカードを利用してマイナポータルからスマホで国民年金手続（年金加入、年金保険料免除・猶予、学生納付特例等）の電子申請ができます。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653



6月23日から29日は
男女共同参画週間です

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「だれもがどれも選べる社会に」

職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。